

平成 27 年 10 月の市民の声（全 6 通のうち 4 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇職員の各種手当について

【ご意見・ご提案など】

市の職員は、平均 20 日/月くらいの勤務です。通勤手当は 30 日分でなく、2/3 とするか、日割り計算でよいと思います。あと、2 km 3,000 円～最高 24,500 円という支給額も高すぎます。民間の中小企業なら、通勤手当は出ません。通勤（するの）は当たり前です。

期末手当＋勤勉手当の意味がわかりません。民間で見ればボーナスだと思えますが、何で利益を生まない公務員がボーナスをもらえるのでしょうか。特別職、議員も同じです。

民間はボーナスはありません。公務員だけ優遇しないでください。（国家公務員と同じなど、ふざけています。国は国、県は県、市は市をお願いします）

（平成 27 年 10 月 6 日）

【お返事】

最初に、職員の「通勤手当」に対するご意見についてです。

「通勤手当」は、通勤に要する費用を支弁するために支給される手当であり、「労働の対償」として支払われるものとして、労働基準法上の「賃金」の一部として整理されています。南魚沼市では、「南魚沼市職員の給与に関する条例」に通勤手当の規定があり、該当する職員に支給することとなっています。国家公務員においても「一般職の職員の給与に関する法律」により通勤手当の支給内容が規定されています。

「通勤手当」は、性格的には実費弁済に近いものといえますが、この手当をもって職員の負担する通勤費のすべてを賄うものではなく、その負担の軽減を図る趣旨で支給される給与です。また、自動車等に係る通勤手当の支給単位期間については、給与法により「1 箇月」と規定されており、市の条例においても「月額」としてありますので、日割による支給の概念はありません。

通勤手当の支給状況ですが、厚生労働省による「就労条件総合調査（平成 22 年）」によれば、30 人以上の企業で 91.6%が支給されていて、平成 17 年で 91.3%、平成 11 年で 86.6%と、支給割合は上昇しています。また、支給については、全額支払われる企業、上限がある企業、定期券等で現物支給される企業、新幹線通勤制度がある企業など、様々な実態があります。

次に「期末手当・勤勉手当」に対するご意見についてです。

「期末手当・勤勉手当」は、民間における賞与等の特別給に見合うものとして支給される手当で、従来から民間事業所における給与の支給実態との均衡を図りながら支給されてきています。

期末手当は、民間における賞与のうち、いわゆる一律支給分又は期末一時金に相当する給与で、各職員の在職期間に応じて支給されます。

これに対して、勤勉手当は、民間の賞与のうちの成績査定分に相当する給与で、各職員の勤務成績に応じて支給されることとされ、このため具体的には職員の勤勉度を表す期間率と勤務成績を示す成績率に基づいて手当額が決定されます。南魚沼市では、「南魚沼市職員の給与に関する条例」に期末手当及び勤勉手当の規定があり、該当する職員に支給することとなっています。

公務員が利益を生む・生まないという観点で支給されるものではなく、賞与とは、定期給の労働者に対し定期給とは別に支払われる特別な給料として支給されるものです。

いずれにしても、職員の給与は市民の皆さまの大切な税金により賄われているものです。市長として、二本松藩の「戒石銘」について毎年度職員に訓示しています。これは、五代藩主の丹羽高寛公が藩士の戒めとするため命じて刻ませたもので、「お前の俸給は、民があぶらして働いた賜物より得ているのである。お前は民に感謝し、いたわらねばならない。この気持ちを忘れて弱い民たちを虐げたりすると、きっと天罰があろうぞ」という意味の文字が刻まれています。

市の全職員がこれを肝に銘じ、今後も市民の皆さまへのより良いサービス提供に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇雪祭りのポスターについて

【ご意見・ご提案など】

雪まつりのポスターが毎年一緒。兼続公祭りのように素敵なポスターにした方が、目にとまるし来場者も増えると思う。どんなことをするのかも不明だし、周知したい気持ちが全く伝わらない。日にちの周知なら市報で十分。ポスターにするからには、それなりの目的を作るべき。毎年の雪まつりポスターなら、税金のムダに感じる。

(平成 27 年 10 月 22 日)

【お返事】

雪まつりに対して、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

ポスターのデザインを毎年一緒に行っている理由が 2 つあります。

1 つは、限られた予算の中でイベント内容の充実を図るため、経費節減で版代を低額に抑えているためです。もう 1 つは、同じポスターにすることでイメージの定着を図り、市外の方へも一目で「南魚沼市雪まつり」の時期が来ることを伝えるためです。このようなことから、第 64 回（平成 26 年度）雪まつりから同じ版を使うこととしました。

次に、ポスターに雪まつりの内容が記載していない理由ですが、内容が決まる前に早急にポスターを制作し、秋のイベントシーズンに県内外に向けて「雪まつり」を周知するためです。毎年 10 月には日本中で多くのイベントが開催され、南魚沼市役所や観光協会でも友好都市を中心とした都市部でのイベントで「雪まつり」の宣伝や告示を行っております。一方、雪まつりの企画会議ではまつりの内容を充実させるため、その年のトレンドの調査や関係者のアイデアの集約を開催期日の間近まで検討しております。

このため、10 月から 11 月までの宣伝や告示の実施に向けて 9 月末にはポスターの納品が必要となり、ポスターにまつりの内容が記載できない状況です。

お寄せいただいたご意見は企画会議に報告させていただき、魅力あるポスターの実現に向けて参考とさせていただきます。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇市民病院とゆきぐに大和病院について

【ご意見・ご提案など】

11月に市民病院が開院し、ゆきぐに大和病院が縮小になりますが、南魚沼市のホームページでもゆきぐに大和病院のホームページでも、その情報がほとんど載っていないため、どのようになるのかわかりにくいです。

ゆきぐに大和病院のほとんどの機能が市民病院に移転になるということ、それぞれの医師や診療体制、それと市民病院の場所と地図、市民バス利用の場合どのように乗り継ぐのか、など。全く知らない市民や勘違いしている市民が大勢います。市民バスでの行き方がわからず、通いたいけど通えないという方もいます。

市民バスの運行時間表や地図を、ゆきぐに大和病院で自由に持ち帰りできるように置いたり、ホームページでもわかりやすく取り上げていただきたいです。

(平成27年10月27日)

【お返事】

これまでは、市立病院だより等を通じて南魚沼市民病院とゆきぐに大和病院再編情報を発信してきましたが、結果として情報発信が遅れ、お伝えする情報量も少なかったことをお詫び申し上げます。

診療科目、受付・診療時間などの詳細につきましては、常勤医師、非常勤医師、派遣医師の日程調整の関係があり、正式なお知らせは10月15日発行の市報への折り込みチラシとなってしまいました。

南魚沼市民病院のウェブサイト (<http://www.minamiuonumahp.jp/>) は現在公開中ですが、現状は折り込みチラシの内容が基本となっています。以後、順次内容を充実させていく予定となっております。

南魚沼市民病院への交通案内につきましては、ゆきぐに大和病院のウェブサイトと同様の方法を考えていますが、現時点では作業が終了しておりません。

南魚沼市民病院とゆきぐに大和病院の情報発信につきましては、今後速やかな広報・公開と内容の充実を心がけたいと思いますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

(担当：病院開設準備室)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658

◇トイレの水洗の奨励金について

【ご意見・ご提案など】

今、浄化槽または汲み取り式トイレを下水道につなぐと奨励金が出るということですが、それについてお答え願います。遅くつないで行政に迷惑をかけているのに、何で今さら奨励金が出るのでしょうか、教えて下さい。まして、(お金は)個人にいくのだから、税金の無駄遣いだと思います。理由を聞かせてください。

(平成 27 年 10 月 22 日)

【お返事】

ご指摘は、「南魚沼市公共下水道接続促進事業補助金」に関するものと思われ
ます。

同補助金は平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間(一部地域を除く)にお
いて、「浄化槽を廃止して下水道に接続する場合」、その対象工事費の一部につ
いて補助する制度です。下水道の整備には長期間を要するため、それまでの間に自
己負担で浄化槽を設置された方に、その先行投資分を補助するという考え方で実
施しているものです。このため、汲取り式から下水道へ接続する場合には補助対
象外としています。

下水道が整備された区域の方については、早急に下水道へ接続していただき
たいと考えています。しかしながら、一部接続いただけていないことも事実であり、
下水道への接続促進を図るためこうした制度を実施しています。

接続されていない方の中には、費用面で躊躇されている方も多いた
と思われ
ます。この制度により、より多くの方が下水道に接続することになれば、市の下水道経
営の安定化、地域経済の活性化にもつながると考えております。

平成 23 年度以前に接続された方については、納得のいかない部分もあるか
と思
いますが、上記の事情をご賢察いただき、ご協力を賜りますようお願い申
し上
げます。

(担当：下水道課)

問合せ：秘書広報室 ☎773-6658